

# 公 示 送 達 書

下記の書類を送達しましたが、下記の理由により送達することができませんでしたので、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達している書類は、税務課において保管しておりますので、いつでもお受取りください。

令和 8年 6月10日

熊本県 玉名市長 藏原 隆浩



書類名		令和8年度固定資産税納税通知書			
通知書番号	課税年度	期別	納期限	氏名	書類送達不着理由
885380	8	全期	R8.6.30	池田 善四郎 他32名	相続人は現在も調査中であり、通常採り得る手段を尽くしても送達先が特定できない
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
267406	8	全期	R8.6.30	森 正宣	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
1493400	8	全期	R8.6.30	橋口 正俊	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
1508849	8	全期	R8.6.30	橋口 義明	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
973394	8	全期	R8.6.30	森 元子	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
482587	8	全期	R8.6.30	古財 ツエ子	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
90235478	8	全期	R8.6.30	松山 紀昭 外10名	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
8056773	8	全期	R8.6.30	株式会社 有明印刷	倒産
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
90256289	8	全期	R8.6.30	野々下 吉保	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
359513	8	全期	R8.6.30	廣瀬 雅哲	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
8025312	8	全期	R8.6.30	クマタカホーム有限公司	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		

(注)地方税法第20条の2第3項の規定により、この書類は掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

# 公 示 送 達 書

下記の書類を送達しましたが、下記の理由により送達することができませんでしたので、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達している書類は、税務課において保管しておりますので、いつでもお受取りください。

令和 8年 6月10日

熊本県 玉名市長 藏原 隆浩



書類名		令和8年度固定資産税納税通知書			
通知書番号	課税年度	期別	納期限	氏名	書類送達不着理由
8057354	8	全期	R8.6.30	有限会社 富重石油店	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
90326139	8	全期	R8.6.30	亡 永田郁子 相続財産	相続人不在
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
90260715	8	全期	R8.6.30	棧 真也	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
90268775	8	全期	R8.6.30	池部八洲太郎 柳澤哲哉 池部慎子 須田秀樹 須田信彰 加藤啓子 須田和生 池部英子 他26名	相続人は現在も調査中であり、通常採り得る手段を尽くしても送達先が特定できない
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
90297112	8	全期	R8.6.30	平井明子 竹内真由美 森上実奈子 岡篤志	相続人は現在も調査中であり、通常採り得る手段を尽くしても送達先が特定できない
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
90311085	8	全期	R8.6.30	平田順子 小澤和子 橋本秀一 濱村季一郎 岡崎敬 岡崎勉 安孫子房枝 雪田知佳 橋本岳宏	相続人は現在も調査中であり、通常採り得る手段を尽くしても送達先が特定できない
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
1231375	8	全期	R8.6.30	池上 功介	相続人は現在も調査中であり、通常採り得る手段を尽くしても送達先が特定できない
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
1402846	8	全期	R8.6.30	加藤 博子	居所不明
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		
1000322	8	全期	R8.6.30	加藤栄治 清田国弘	減免に係る別段の申し立ての為の送付人が死亡。現在、送付人の相続人を調査中
			R8.9.30		
			R8.12.25		
			R9.3.1		

(注)地方税法第20条の2第3項の規定により、この書類は掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。